

原 本

管理文書

慶弔見舞金規程

2008年4月1日 作成施行

株式会社 ジョブコム

慶弔見舞金規程 目次

第1条	目的
第2条	支給事項の範囲
第3条	届出義務
第4条	適用範囲
第5条	結婚祝金
第6条	祝電
第7条	出産祝金
第8条	死亡弔慰金
第9条	供花等
第10条	弔電
第11条	その他の慶弔見舞金
附則	

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、社員およびその家族に慶弔があった際の、慶弔見舞金支給について定めたものである。

第2条 (支給事項の範囲)

慶弔見舞金の種類は以下のとおりとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 出産祝金
- (3) 死亡弔慰金
- (4) その他の慶弔見舞金

第3条 (届出義務)

社員またはその家族がこの規程により慶弔見舞金支給を申請するときは、所定の様式によって、会社に申請しなければならない。ただし、本人死亡による弔慰金支給についてはこの限りではない。また、会社は当該社員に届出事項に関する証明書の添付を求めることがある。

第4条 (適用範囲)

この規程の適用は、在籍満36ヶ月以上を経過し、届出時点で退職の確定していない社員（契約社員・アルバイト社員・派遣スタッフ含む）とする。

第5条 (結婚祝金)

1. 会社は社員が結婚（入籍・挙式）したときは結婚祝金として30,000円支給する。
2. 役員が社員の挙式に出席する場合には30,000円、主任以上の社員が部下の挙式に出席する場合には、年度内2回目以降の出席について30,000円を結婚祝金の補助金として支給する。

第6条 (祝電)

会社は必要に応じて、役員及び社員の結婚式に際して、代表者名にて祝電を打つ。

第7条 (出産祝金)

社員またはその配偶者が出産したときは、一産児につき出産祝金10,000円支給する。なお、出産後7夜までの死亡は、第8条死亡弔慰金を支給する。

第8条 (死亡弔慰金)

1. 社員の家族が死亡した場合は、香典として10,000円を支給する。尚、家族の範囲は、実父母、実子とする。

2. 社員が会社の代表として、社員または社員の家族の通夜、葬儀に参列する際は、香典として10,000円を支給する。

第9条 (供花等)

会社は必要に応じて、役員及び社員、社員の家族の葬儀に際して、供花一对または籠盛を供える。

第10条 (弔電)

会社は必要に応じて、役員及び社員、社員の家族の葬儀に際して、代表者名にて弔電を打つ。

第11条 (その他の慶弔見舞金)

前各条に定めのないものでも、状況により会社が支給の必要のあると認めた場合には、慶弔見舞金を支給することがある。

付 則

この規程は 2008年4月1日より施行する。

2020年4月1日改定施行